

Title	韓日における国際受刑者移送制度の現状と課題
Sub Title	Current state and issues of the system of the transnational transfer of sentenced persons in Korean and Japan
Author	徐, 運在(Seo, Un Jae)
Publisher	慶應義塾大学大学院法学研究科内 『法学政治学論究』 刊行会
Publication year	2013
Jtitle	法學政治學論究：法律・政治・社会 (Hogaku seijigaku ronkyu : Journal of law and political studies). Vol.98, (2013. 9) ,p.1- 35
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	挿表
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-20130915-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

韓日における国際受刑者移送制度の現状と課題

徐 運 在

- 一 はじめに
- 二 国際受刑者移送制度の概要
 - (一) 受刑者移送制度の意義
 - (二) C E条約及び韓日受刑者移送制度の導入過程
- 三 国際受刑者移送制度の現状
 - (一) 受入移送の概要
 - (二) 送出生移送の概要
 - (三) 外国人被收容者の收容状況
 - (四) 国際受刑者移送運用実績
- 四 今後の課題
 - (一) 制度運用上の側面
 - (二) C E条約及び移送法上の側面
- 五 おわりに

一 はじめに

昨今の時代を「世界は一つ」、「地球村一家族⁽¹⁾」という言葉で表現することがある。これらの言葉が表しているように、通信技術と交通手段の発達によって地球全体が一つの生活圏に変化し、国家間の物的交流だけでなく人的交流が活発になり、これに伴い、海外旅行者や留学生が急増し、外国人労働者が大幅に増加した。しかし、このような変化は、諸国で外国人犯罪の増加という社会問題を引き起こしており、外国人受刑者の急増にまでつながった。これにより、刑事施設内では外国人受刑者への対応に多くの人的・物的資源が必要になり、「国連被拘禁者処遇に関する最低基準準則」第六条の「被拘禁者は国籍によって差別を受けてはならない」という規定に基づいて自国民受刑者と差異のない適切な矯正処遇を実施するための様々な方法が考えられているが、いくつかの環境的な制約が存在するために、受刑者の改善更生という矯正の目標達成は遙遠である。すなわち、外国人受刑者の増加は同受刑者の過密収容及び矯正費用の増加と外国の劣悪な刑事施設に収容されている自国民受刑者の人権侵害⁽²⁾の問題にまでつながっている。そのため、各国ではこれらの問題を解決し、自国民を保護する立場から刑事裁判における国際協力が必要になり、その過程で国際受刑者移送制度の必要性が台頭した。これらの受刑者移送制度を実現するための条約として、欧州評議会(Council of Europe)⁽³⁾の「刑を言い渡された者の移送に関する条約(以下、CE条約という。)」が誕生することになり、各国が同条約を締結することは刑事法の分野での国際協力の発展に貢献し、受刑者の社会復帰を促進する点で価値がある⁽⁴⁾と評価された。それにもかかわらず同制度は思うように高い実績を上げていない。

そこで、受刑者移送制度の積極的な実施を期待するためには運用上の側面と法的な側面の二つの観点から同制度を考察してみる必要がある。

本稿では、CE条約の締約国である韓日の受刑者移送制度に関する内容に限定して考察する。まず、同移送制度の意義とCE条約に基づいて韓日両国で同制度が実施されるようになった過程を概観する。次に、韓日の外国人受刑者の現状に注目し、その実態を比較・考察した後、最後に運用過程で現れたいくつかの問題点とCE条約及び韓日の受刑者移送法（以下、移送法という。）の差異を中心に私見を述べる。

二 国際受刑者移送制度の概要

(一) 受刑者移送制度の意義

受刑者移送制度とは、外国から刑を言い渡されて外国の刑事施設に服役している受刑者を母国などに移送して刑を執行することをいう。これは、外国の刑事施設で受刑生活をする事によって自由の剝奪という自由刑本来の苦痛に加え、言語、習慣、生活様式、宗教、文化などの違い、家族や親族との接触の欠如などからくる本来刑罰の予定していない苦痛を解消して受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰を促進するという人道的な考慮から検討されることになったものである。この制度は有罪判決を受けた外国人受刑者を母国に移送して自由刑の執行を終了させる制度として、国際刑事司法共助制度の一部をなし、また、犯罪人引渡し制度の発展過程の延長線上にある制度である。⁽⁵⁾

(二) CE条約及び韓日受刑者移送制度の導入過程

一九七〇年代に入って欧州では、外国人受刑者の人権と社会復帰の問題が提起され、一九八〇年代に入って本格化し始めた外国人受刑者の急増⁽⁶⁾に伴う現状の打開と、これらの社会復帰を促進するためには母国で刑を執行する機会を

与えなければならぬという共通の認識の下、欧州評議会では、「CE条約」を制定し、同加盟国を中心に条約を締結、一九八五年七月一日に発効することになった。ところが、同条約は欧州評議会によって締結されたにもかかわらず「欧州」という言葉を冠していない。その理由は、欧州に限らず、国際的な規模で運用されることを期待したからである。この期待に依りて、現在、非欧州諸国を含む計六四ヶ国が参加し、受刑者移送を制度的に保障している。CE条約の主な内容は以下の通りである。受刑者の移送について締約国は相互に協力する義務があり、受刑者は締約国に移送されることについての意思表示が可能で、移送の要請は裁判国と執行国の両方が可能である。移送条件については、受刑者が執行国の国民であること、判決が確定していること、服役する刑期が少なくとも六ヶ月以上残っていること、受刑者及び締約国が移送に同意すること、受刑者の罪が締約国で犯罪を構成することなどの条件が満たされなければならない。

一方、同制度は、多国間条約であるCE条約ではなく、個別に二国の合意によって締結する二国間条約により行われることもある。韓国は二〇〇三年一月二月「移送法（法律第七〇三三号）」を制定した。しかし、当時は受刑者移送に関するいくつかの条約に加盟しておらず、同法は法律としての効力が発生しなかった。その後二〇〇五年七月二〇日欧州評議会事務局に「CE条約」加入書を六〇番目の締約国として提出し、二〇〇五年一月一日からは同条約に加盟している欧州の国や米国・カナダ・日本・オーストラリアなどの国々とは個別に条約を締結することなく、移送を行うことができるようになった。現在、韓国と二国間条約を締結した国は、モンゴル（二〇〇八年八月二三日）、中国（二〇〇九年八月五日）、ベトナム（二〇一〇年八月三〇日）、インド（二〇一二年六月一日）、タイ（二〇一二年二月八日）などである。クウェートとも条約を締結して国会による批准（二〇一二年九月二六日）まで終えたが、クウェート側の批准がまだ終了していない関係で未発効の状態である。韓国は、クウェートを除く合計六八ヶ国と受刑者移送条約を締結し、自国民受刑者を移送することができる制度的基盤を用意した。

日本は二〇〇二年六月四日、国会で「移送法（法律第六六号）」が可決・成立した後、二〇〇三年二月一七日欧州評議会事務局に、アジア諸国では初めて「CE条約」加入書を五二番目の締約国として提出したことで（同年六月一日発効）、同条約に加盟した国とは受刑者移送を実施できるようになった。現在、日本はCE条約加盟国六三ヶ国のほかに二〇一〇年七月二十九日、タイとの二国間条約（二〇一〇年八月二十八日発効）を締結し、合計六四ヶ国と同制度の実施が可能になった。CE条約が発効してから今年で一〇年目を迎える日本の同制度は韓国に比べて安定した軌道に乗り移送実績面では韓国を上回っているが、満足のいくレベルとは言えない。

三 国際受刑者移送制度の現状

(一) 受入移送の概要

「受入移送」とは、外国において自由刑を宣告され、確定された刑に服している自国民受刑者を外国に引渡してもらい、母国でその自由刑を執行することをいう。韓国の移送法第一一条一項各号の移送条件としては、①受刑者の犯罪が韓国において罪となること（一号）、②外国から宣告された自由刑の判決が確定されること（二号）、③受刑者の同意があること（三号）が挙げられている。法務部長官の相当性の判断要素としては、①先に掲げた受入移送の条件の具備、②韓国の安全と秩序の維持及び公共の利益、③受刑者の善導・教化と社会復帰のしやすさ等があり、これらを総合的に考慮して判断する（移送法第二二条）。共助刑については、裁判国において言い渡された自由刑が有期であるときは、執行国（韓国）において五〇年を超えて執行されてはならず、宣告された刑が終身刑であるときは無期刑とみなす（移送法第一六条一項）。共助刑の執行終了は裁判国で言い渡された刑の執行終了を意味する。移送の手続は、

受刑者の同意後、裁判国ないし執行国が移送要請↓受刑者の移送についての意思確認↓当該国との移送に必要な資料や情報の交換↓法務部長官が受刑者の個人情報、有罪判決の内容、犯罪経歴などについての資料調査後、適格性決定↓受刑者と裁判国に通知↓護送職員派遣↓移送後、刑の執行↓刑終了後当該国に通知、という順に行われている(移送法第一条以下)。

日本の移送法第五条各号の移送条件としては、①受刑者の同意があること(一号)、②受刑者が一四歳以上であること(二号)、③受刑者の犯罪が日本において罪となること(三号)、④受刑者が犯した事件が日本の裁判所で無罪にならないこと(四号)が挙げられている。法務大臣の相当性の判断要素としては、①受刑者の改善更生及び平滑な社会復帰を促進することを期待できるか、②移送決定時に相当な残刑期があると見込まれるか、③受刑者が犯した事件を日本で処罰する必要があるかなどがあり、これらを総合的に考慮して判断する。共助刑については、裁判国の無期は執行国(日本)の無期、裁判国の三〇年を超える刑期は執行国の三〇年の刑期、裁判国の三〇年以下の刑期は執行国の共助刑も同じ期間(ただし、少年に宣告された三〇年の刑期は一五年)とすることが定められている(移送法第一七条)。共助刑の執行終了は裁判国で言い渡された刑の執行終了を意味する。

(二) 送出国の概要

「送出国」とは、外国から自由刑を宣告され、その刑が確定されて、刑の執行中の外国人受刑者をその母国へ引渡して自由刑の執行を受けるようにすることをいう。¹⁰⁾ 韓国の移送法第二三条一項各号の移送条件としては、①受刑者の罪が執行国において罪となること(一号)、②自由刑の判決が確定されること(二号)、③受刑者の同意があること(三号)、④罰金、科料、没収、追徴の執行が終了し、又は執行をしないことに確定されること(四号)が挙げられている。法務部長官の相当性の判断要素としては、①先に掲げた送出国の条件の具備、②韓国の安全と秩序の維持及

び公共の利益、③受刑者の善導・教化と社会復帰のしやすさ、④国内再入国の可能性、⑤他事件の捜査や裁判上の必要性などを総合的に考慮して判断する（移送法第二五条）。刑執行は執行国法令に基づく共助刑で、刑の終了は韓国で言い渡された刑の執行終了を意味する（移送法第二九条）。移送の手続は、受刑者の同意、執行国や裁判国の移送要請↓法務部長官による検察長に対する資料収集要請↓所属検事の資料収集↓受刑者移送諮問委員会の検討↓法務部長官へ移送意見送付↓移送決定↓検事長などに移送命令↓引受け許可状発行↓外交通商部長官に外国へ送付要請↓受刑者に通知↓法務部長官の移送命令↓移送指揮書の発行と移送指揮↓外国公務員へ受刑者引渡し、という順に行われている（移送法第二二条以下）。

日本の移送法第二八条各号の移送条件としては、①受刑者の同意があること（一号）、②受刑者の罪が執行国において罪となること（二号）、③受刑者が犯した事件について再審の請求が裁判所に継続していないこと（三号）、④恩赦の手続が継続していないこと（四号）、⑤罰金、没収、追徴の執行が終わっていること（五号）、⑥余罪の裁判が継続していないこと（六号）などが挙げられている。法務大臣の相当性の判断要素は、①執行国で受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰を促進することが期待できるか、②相当な残刑期があると見込まれるか、③事件関係者及び社会一般の状況に照らし、送出移送が相当か、④刑の執行期間、執行国における刑の執行の共助の形態を考慮し、日本の刑罰の目的が達成されると認められるか、⑤他の刑事手続の円滑な実施を阻害しないかなどを総合的に考慮して判断する。刑の執行は執行国の法令に基づく共助刑であり、刑の終了は裁判国たる日本で言い渡された刑の執行終了を意味する（移送法第三七条）。

(三) 外国人被收容者の收容状況

表1は、二〇〇四年から二〇一一年までの韓国における外国人被收容者の收容状況を示したものである。二〇一一

表1 韓国の外国人被收容者人員 (年末) (人)

区分		年度							
		2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
受刑者総数		35,627	32,969	30,145	31,478	32,197	32,297	31,981	31,198
外国人被收容者人員	既決	313	392	348	562	821	1,155	911	848
	未決	308	306	273	414	586	456	339	350
	計	621	698	621	976	1,407	1,611	1,250	1,198
外国人受刑者の割合 (%)		0.9	1.2	1.2	1.8	2.5	3.6	2.8	2.7

(出所) 韓国矯正統計年報をもとに著者が作成。

年の受刑者の総数は二〇〇四年の約八七・六％程度で、一二・四％ほど減少した。これに対し外国人被收容者の数は、二〇〇九年をピークにやや減少傾向にあるものの、一・九倍に増加した。この中でも矯正処遇に際して刑事施設の対応に困難が生じている外国人受刑者の割合は二・七倍以上に増加し、総受刑者比二・七％(二〇一一年基準)の收容率を見せており、この数値はしばらく続くと予想される。産業現場で不足している労働力として外国人を利用しようとする政府の施策によって、一定以上の外国人労働者が流入することが見込まれるため、外国人受刑者は横ばいか微増の現状を維持するものと考えられる。

表2は、二〇〇四年から二〇一一年までの日本における外国人被收容者の收容状況を示したものである。二〇一一年の受刑者の総数は、二〇〇四年の九五・四％程度で、約四・六％減少した。さらに、外国人被收容者の人員も約二六・九％減少し、收容者総数に比べて外国人被收容者の減少傾向が目立つ。このような減少傾向に伴って外国人受刑者の数も二〇〇五年をピークに徐々に少なくなる傾向にあるが、総受刑者比六％以上の割合を維持している。このことから、韓国の二・七％(二〇一一年)に比べると日本の外国人受刑者の割合がはるかに高いことが分かる。もちろん、この中には、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法」(平成三年五月十日法律第七十一号、以下特例法という。)による「特別永

表2 日本の外国人被収容者の人員（年末）（人）

区分		年度							
		2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
受刑者総数		64,047	67,423	70,496	70,053	67,672	65,951	63,845	61,102
外国人被収容者人員	既決	4,832	5,177	5,216	5,139	4,681	4,371	4,113	3,813
	未決	1,096	887	839	669	565	533	560	523
	計	5,928	6,064	6,055	808	5,246	4,904	4,673	4,336
外国人受刑者の割合（％）		7.5	7.7	7.4	7.3	6.9	6.6	6.4	6.2
来日外国人被収容者	既決	3,632	3,940	3,952	3,880	3,442	3,185	2,948	2,632
	未決	860	658	705	467	402	388	390	367
	計	4,492	4,598	4,657	4,347	3,844	3,573	3,338	2,999
来日外国人受刑者の割合（％）		5.7	5.8	5.6	5.5	5.1	4.8	4.6	4.3
外国人受刑者中、来日受刑者の割合（％）		75.2	76.1	75.8	75.5	73.5	72.9	71.7	69.0

（出所）日本矯正統計年報をもとに著者が作成。

住者⁽¹³⁾も含まれており、これらを除いた来日外国人受刑者の割合は総受刑者比四％以上で、外国人受刑者のうち、来日外国人受刑者が占める割合は、二〇一〇年までは七〇％以上であったが、二〇一一年には六九・〇％へとやや下がっている。現在、韓日の外国人受刑者は緩やかな減少傾向をみせているが、日本の場合、二〇〇一年の外国人受刑者の総数と二〇一一年の総数を比較すると、一・二倍以上に増加しており、今後一定のレベルに達すると外国人受刑者の減少傾向は鈍化すると予想される。二〇一一年の韓日の受刑者総数においては、日本が韓国の一・九六倍以上であるのに対し、外国人受刑者の数は約四・五倍以上の高い数値を示しており、韓国よりも日本の方が受刑者総数に比べて多くの外国人受刑者が収容されていることが分かる。

表3は、二〇〇四年から二〇一一年までの韓国における外国人受刑者の国籍別人数を示したものである。刑事施設に収容されている二〇一一年現

表3 韓国の外国人受刑者国籍別人員 (年末) (人)

区分 \ 年度	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
中国	139	171	177	283	491	761	510	488
台湾	8	4	10	107	113	146	92	89
ベトナム	22	19	13	14	17	23	41	41
米国	24	14	13	18	23	23	22	24
モンゴル	13	16	16	21	33	36	32	22
タイ	6	4	4	10	13	24	24	19
ウズベキスタン	14	16	15	11	17	11	17	17
日本	4	6	8	4	9	14	17	14
フィリピン	4	9	9	13	14	19	20	14
ナイジェリア	5	7	8	9	7	8	17	14
ロシア	7	11	23	19	18	16	12	12
その他	67	115	52	53	66	74	107	94

(出所) 韓国矯正統計年報をもとに著者が作成。

在の外国人受刑者の国籍別人数をみると、韓国との交流が拡大している中国国籍受刑者の構成比が総外国人受刑者の五七・五%の割合で最も高く、次いで台湾、ベトナム、米国などの順で、外国人受刑者の国籍が多様に構成されていることが分かる。しかし、幸いなことに、外国人受刑者の国籍上位五ヶ国のうち、台湾以外の国とは二国間条約を締結し、受刑者移送制度が確立されている。

表4は、二〇〇四年から二〇一一年までの日本における外国人受刑者の国籍別人数を示したものである。刑事施設に収容されている二〇一一年現在の外国人受刑者の国籍別人数をみると、韓国・朝鮮籍の受刑者が外国人受刑者のうち約三三・八%と最も高く、次が中国、イラン、ブラジルなどの順になっている。これらの上位四ヶ国が占める割合は外国人受刑者総数の約七八・〇%であるが、これらの国のうち日本が受刑者移送条約を締結した国はCE条約加盟国である韓国、一国のみである。ここで留意する必要があるのは韓国・朝鮮国籍の受刑者の中には

表4 日本の外国人受刑者の国籍別人員（年末）（人）

区分	年度	外国人受刑者				来日外国人受刑者			
	2004	2007	2009	2011	2004	2007	2009	2011	
韓国・朝鮮	1,413	1,463	1,324	1,287	280	260	196	160	
中国	1,707	1,610	1,390	1,031	1,686	1,595	1,273	1,011	
イラン	374	400	397	333	373	400	397	333	
ブラジル	364	502	425	322	362	496	421	315	
ベトナム	137	173	153	136	128	169	150	134	
フィリピン	97	119	118	100	95	117	112	99	
ペルー	63	109	79	71	62	106	78	68	
タイ	60	77	56	50	59	77	56	50	
コロンビア	76	103	66	47	76	103	66	47	
ナイジェリア	35	38	47	45	35	38	47	44	
米国	61	57	45	38	36	38	27	26	
シンガポール	20	23	22	29	20	23	22	29	
ロシア	14	31	27	19	14	31	27	19	
インドネシア	11	16	23	18	11	16	23	18	
スリランカ	21	33	28	18	21	33	28	18	
パキスタン	31	42	30	16	31	41	28	15	
英国	34	23	18	16	33	23	18	16	
マレーシア	43	31	20	14	43	31	20	14	
フランス	13	7	3	6	13	7	3	6	
バングラデシュ	24	15	11	5	23	15	11	5	
ドイツ	22	11	3	5	22	11	3	5	
インド	10	8	7	4	10	8	7	4	
その他	198	248	179	203	189	242	172	196	

（出所）日本矯正統計年報をもとに著者が作成。

刑者移送法第二条三号に規定された特例法により、日本で条約上国民であることが定義されている特別永住者が含まれており、これらが多数を占めている点である。これらの韓国・朝鮮国籍の受刑者らは、韓国・朝鮮社会に十分に馴染めていない在日韓国人として形式的には韓国・朝鮮の国籍を有しているが実質的な生活基盤は日本にあるので、これらに関する移送の問題は慎重にアプローチする必要がある。これらを除いた来日外国人受刑者の国籍別順位は中国、イラン、ブラジル、韓国・朝鮮などの順となっている。また、韓日両国に収容されている外国人受刑者の中で条約締約国又は非条約締約国の割合をみると、韓国の場合、二〇一一年末現在、移送条約が締結されて受入移送又は送出国の受刑者は二二八人（二六・九％）を占めている。これに対し、日本は、二〇一二年三月末現在、総計四〇九八人の外国人受刑者のうち、条約締約国の受刑者が一五八〇人（三八・六％）であり、非条約締約国の受刑者は二五一八人（六一・四％）である。この内訳から分かるように、韓国に比べて日本は、非条約締約国の受刑者が圧倒的に多く収容されている。そのため、日本はもつと積極的な姿勢で国際受刑者移送条約の締結に拍車をかけなければならず、韓国は、たとえ条約が締結されていたとしてもその制度運用の活性化が必要である。

韓国の矯正統計年報登載の外国人受刑者の罪名別状況を見ると、殺人、強盗、強姦などの重大犯罪が二〇〇一年には五四・六％、二〇〇六年には六六・四％、二〇一一年には四二・六％を占めている。これは二〇一一年末の自国受刑者の重大犯三三・四％に比べると重大犯罪の割合が高くなっている。また、総人数の面でも、重大犯罪で刑を宣告された受刑者が二〇〇一年には一三七人から二〇〇六年二三一人、二〇一一年三六一人と一〇年間で、二・六倍以上に増加した。これらの外国人受刑者における重大犯罪が占める割合の高さは社会的な問題として指摘されており、これらの改善更生のための矯正処遇の実施は自国民受刑者に比べて多くの困難をもたらしており、その解決策の一つとして受刑者移送制度の活性化が必要である。これに比べて、日本の二〇一一年の矯正統計年報の外国人新受刑者の罪名

別状況をみると、窃盗が三二・三%、麻薬・覚せい剤取締法が三二・一%、詐欺・横領が六・五%の順になっている。¹⁸⁾日本は、殺人などの重大犯罪発生率が高い韓国とは異なり、窃盗などの単純な犯罪の割合が高くなっており、覚せい剤・麻薬関連の受刑者が高い割合を占める点が特徴的である。全体的な外国人受刑者の総数は減少傾向を見せており、重大犯罪も二〇〇一年の二二・八%から二〇一一年に八・六%に減少した。これらの罪名別の現状は、韓国とは異なる様相を見せており、単純に考えると、韓国に比べて受刑者移送制度の実施が容易ではないかという印象も受ける。もちろん、両国の外国人受刑者の罪名別の比較が、韓国は年末外国人受刑者の統計を示したものであり、日本は新受刑者の統計を示したものであるため、単純に比較することは問題があるとしても、韓国に比べて日本の外国人受刑者の罪質が軽いということは推測が可能である。また、韓国の二〇一一年の外国人受刑者の刑期別状況を見ると、総計八四八人のうち、五年未満が五五六人（六五・五%）と最も多く、続いて一〇年以上が一八三人（二一・六%）、五年以上一〇年未満が一〇七人（一二・六%）、その他、死刑確定者二人（〇・二%）の順である。これらの数値は、二〇〇一年に比べて一〇年以上の受刑者は約五・三倍の増加を示しており、無期受刑者も約二・一倍、一〇年以下の受刑者は二・四倍に増加するなど、重大犯罪発生率が高まるにつれ、益々一〇年以上の長期受刑者の増加が目立つようになった。一方、日本に関しては東京矯正管区傘下の外国人受刑者の専門収容施設に収容されている受刑者の刑期別状況をみると、総外国人受刑者五九三人のうち、五年以上一〇年以下が二五六人（四三・二%）で最も多く、一〇年以上は一八一一人（三〇・五%）、その他五年以下は一五六人（二六・三%）の順である。このように日本でも一〇年以上の長期の外国人受刑者が少なからず収容されていることが分かる。これまで韓国の矯正当局は、外国人受刑者は刑の終了とともに退去強制になるため、これといった改善指導を行っていなかったのが現実であった。すなわち、改善指導のための矯正処遇が主に自国の受刑者に対して行われる一方で、どのみち母国へ退去強制される外国人受刑者の矯正処遇は関心の外にあったのである。しかし、長期刑の外国人受刑者が増えていることにより、国際受刑者移送が早

表5 韓日の国際受刑者移送実績状況 (人)

年度		2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	計
受入移送人員	韓国	-	-	-	3	8	8	1	10	15	45
	日本	-	-	1	1	-	-	-	-	-	2
送出生人員	韓国	-	-	-	2	3	2	1	-	1	9
	日本	7	12	16	44	48	35	15	25	21	223

(出所) 韓国の国際受刑者移送法一部改正法律案検討報告 (2012)、日本法務省矯正局資料をもとに著者が作成。

期に実施されない限り、これらを収容する施設側の困難は、増大の一途を辿り、その対応も困難になると考えられる。そのため、国際受刑者移送を早期に実施するための矯正当局の積極的な姿勢が必要である。具体的には、収容されている間は受刑者の生活の意欲を引き立て、また、長い受刑生活からくる単調さを排除するための外国人受刑者に対する矯正処遇の方策が検討されるべきである。これは韓国だけでなく日本の現状についても同様であり、今後の刑事施設の活発な対応が行われなければならない。

(四) 国際受刑者移送運用実績

表5は、二〇〇四年から二〇一二年までの韓日両国の国際受刑者移送実績を示したものである。韓国は二〇〇三年一二月に移送法を制定し、二〇〇五年一月に韓国についてCE条約が発効して以来、二〇一二年までに外国にて受刑中の韓国人受刑者四五人に対して受入移送を実施し、外国籍の受刑者を送出生送した数は九人である。外国に収容されている韓国人受刑者、そして国内に収容されている外国人受刑者の人数・割合を考えると決して良い実績とは言えず、その原因の分析を通じて受刑者移送の実績を上げるための多角的な方策が必要である。

これに対して、日本の移送実績をみると、二〇〇六年、米国にて服役していた日本人男性受刑者一人を受入移送したのを皮切りに、二〇〇七年に韓国から移送されたもう一人の日本人男性受刑者⁽²⁰⁾を加えて合計二人の実績を見せている。送出生送に

おいては、CE条約発効後約一〇ヶ月後の二〇〇四年四月に初めてイギリス人受刑者を移送して以来、着実に件数を上げて二〇一二年末までに二二三人の外国人受刑者を移送した。この数値は韓国に比べて高い数値を示しているが、外国人受刑者の総数と比べると、それほど高い移送実績とは言えない。移送が行われた国の数は一八ヶ国に達しており、オランダ人受刑者の移送が四三人で最も多く、次いで、英国三七人、カナダ二六人、米国二五人などの順である。外国人受刑者数と移送実績を比較すると、概ね自国民保護傾向が強い国が移送に積極的であることが分かる。

しかし、同制度が日本に導入されてから一〇年目となる現在までの受入移送の人数が二人ということを見ると、受入移送の実績は送出移送実績と比較して極端に少ないという事実を指摘せざるを得ない。もともと日本は、外国などから移送要請を受けて動く場合が多い⁽²²⁾ということもあって、受刑者移送制度（とりわけ受入移送）を非常に積極的に運用していることがみてとれる。また、二〇〇八年から二〇一二年七月までの韓国の刑事施設や外国の刑事施設に収容されている受刑者の移送申請件数と移送状況をみると、申請件数に比べてその許可率が非常に低いことが分かる。受入移送の申請人数は二三三人であるが、許可人数は三六人で、約一五・五％の割合を示しており、送出移送の申請人数は二一人であるが、許可人数は六人で、約五・〇％の割合にすぎない。もちろん、この統計には過去五年以内に移送の申請をした後、基準時点以後に移送が実施された場合も含まれるので、統計上の誤差の存在が否定できず、完全に信頼することはできないが、大まかにみて移送申請の人数に比べ許可人数が非常に少ないことが明らかである。このように、移送審査の許可があまりにも消極的、限定的に行われているのが現状である。これは韓国の実情であるが、日本も、韓国に比べて移送実績が高いとはいえ、外国人受刑者の収容人員と移送実績を比較したとき、やはり同制度を積極的に運用しているとは言えない。データ収集の過程で、筆者が感じたその原因は次の通りである。すなわち、移送を行うか否かの決定は、自国の固有の権限に属するという認識があまりにも広がってしまった結果、移送相対性の審査に主観的な判断が介入する傾向が生じ、そのため、同制度を積極的に運用しようという姿勢が不足してい

るのではないかと思われるのである。加えて、法律上、同制度の積極的な運用を阻害する制限的な条文が存在するとももう一つの要因であると思われる。したがって、同制度の活性化を期待するためには、韓日両国ともこれに対する検討が必要であり、これにより、国際受刑者移送の実績を上げ、同制度の根本的な趣旨に合致するように制度運用の効率を極大化すべきである。

四 今後の課題

(一) 制度運用上の側面

1 締約国の過剰な裁量権行使の是正

C E 条約第三条一項は、裁判国と執行国が移送に同意することを条件としており、第二条一項は、締約国は受刑者の移送における協力のための可能な限りの措置を講じるよう規定して移送決定にかなりの裁量を与えている。そのため、締約国は特別な事由がなくても移送を拒否することができ、米国では実際の移送申請件数の約二〇%程度が締約国の裁量によって拒否されているという。また、移送についての裁量行使にいかなる制限も課していないため、明示的な理由もなく締約国が移送を拒否しても救済方法がない。例えば麻薬法違反の疑いで米国の刑務所に収容されていたカナダ国籍の受刑者が母国への移送を要求したが、米国法務省が犯罪及びその行為が重大だという理由で移送要求を拒否したため同受刑者がワシントンDC地裁に提訴した事件で、「法務大臣は受刑者移送における無制限の裁量権を持つため、移送申請を不許可とした決定はC E 条約に違反しない」と判示し、他の訴訟でも「受刑者の移送について矯正機関は無制限の裁量権を持つ」という理由で受刑者の主張を棄却した²⁵⁾。このように受刑者移送のための法務大

臣の無制限裁量権認定判決は米国裁判所の一貫した決定である。しかし、移送制度の基本趣旨は、受刑者に本来刑罰が予定していない苦痛を軽減し、効果的な収容生活や改善更生を通じて円滑な社会復帰のための人道主義にあるから、できるだけ多くの受刑者が母国で刑の執行を受けられるようにしなければならない。もし受刑者移送の許可が締約国の過度の恣意的判断に基づいて消極的に運用されると同制度の趣旨が薄れて制度の存廃論にまでつながる可能性もあり、受刑者が自分の移送可否に対する不安を抱くようになり、矯正行政の一貫性と予測可能性が低くなるだろう。したがって、これらの問題を解決するためには受刑者の移送を要請した相手国がそれが可能かどうか、合理的な予測ができるようにすべきである。すなわち、移送を拒否する対象者の類型や移送が可能な受刑者の類型をその国へ明文化して通知するといった運用が必要である。⁽²⁶⁾ こうすれば、無制限の裁量権行使を防止する効果があるだろうし、受刑者の立場からも合理的な予測が可能になるだろう。これに加えてC E条約や移送法で定められた条件が整えば移送審査が自動的に行われ、特別な事由がある場合を除いて、なるべく移送が許可されるように自動移送審査制のような方策も検討すべきである。⁽²⁷⁾

韓国では、受刑者の受入移送審査時に、受刑者の保護者、すなわち、受刑者の社会復帰を支えてくれることができる家族等の引受人の有無が非常に重視される。いくら移送条件が揃っていたとしても、保護者が国内に居住していなければその受刑者の移送は拒否される。これらの移送審査のうち、受入移送が拒否された過去の事例をみると、同性愛傾向がある韓国人受刑者が移送に同意後、韓国側に移送許可を要請したが、同受刑者を受入移送する場合、国内受刑者に与える影響と収容生活の困難な点などに鑑みて移送許可が拒否された事例があり、また、深刻な病を患っている受刑者の持病が悪化する可能性があるという理由で移送が拒否された事例があった。送移出送対象者として移送が拒否された事例としては、殺人罪で収容された日本人受刑者の移送条件が揃って移送審査が行われたが、罪質が重かったため、特に被害者側の強い反対により移送が拒否された事例や、殺人未遂罪のアメリカ人受刑者に関して、被

害者との合意がなされなかったという理由で移送が拒否された事例などが挙げられる。⁽²⁸⁾ これらの例では、移送制度の趣旨から考えると、移送拒否の理由があまりに恣意的で主観的だという印象を受ける。筆者が話を聞いたことのある担当者も、移送を許可するかどうかは、自国の固有の権限であることを強く主張していた。しかし、国家の固有の権限である前に何が受刑者の社会復帰に本当に役立つのかを考えてみる必要がある。国家の固有の権限だけを強調すると、受刑者移送制度は消極的に運用されることになってしまう。自国民の保護など様々な積極的な目的のために導入された同制度が活発に運用されるようになるためには、国家の裁量権が適正に行使されなければならない。裁量権の行使は必要最小限にとどめるべきである。

2 裁判国と執行国とで異なる収容体制の補完

CE条約第九条によれば、執行国は刑の執行継続及び刑の転換のいずれかを決定するとされており、韓日両国は刑の執行継続の方法をとっている。刑の執行継続とは、裁判国が宣告した刑の法的性質と期間に執行国が拘束されることを意味する。例えば、二〇一三年四月、ソウル高等裁判所は、日本において不法滞在の疑いで懲役四年を宣告され、韓国へ移送された受刑者が、日本での二〇三日の未決拘禁日数が刑期に算入されなかったとして同日数分期期を差し引くよう要請したものの拒否されたため提起した訴訟で、韓国へ移送された受刑者の刑の執行に際しては外国裁判所の判決が韓国の法律に基づく判決と同一の効力を有するとし、原告敗訴の判決を下した。⁽²⁹⁾ しかし、刑の執行継続が適用されるにもかかわらず、裁判国と執行国との異なる収容体制によって受刑者が自分の有利・不利に応じて移送を希望したり、希望しなかったりする事例が発生している。米国では、受刑者が模範的な収容生活を送っている場合、一定の刑期を短縮する善時制度を運用しているが、韓国では同制度が認められていないため議論になっている。麻薬所持の疑いで一九年七月の刑を宣告され、米国の刑務所で服役中だった受刑者が毎年五四日ずつ減刑を受けて二年六ヶ月が短縮されたためその分早く出所する予定だったが、韓国に移送された後、米国での減刑が認められず元の刑期終

了日まで服役しなければならぬという事実を知って自分の選択を後悔したという⁽³⁰⁾。法務部は、移送法第一七条に「受入移送受刑者の仮釈放、減刑など自由刑の執行に必要な事項は韓国の法律が定めるところによる」と規定されており、したがって善時制度を認める法的根拠がないという立場である。日本でも韓国と同様に米国のような善時制度が認められておらず、早期釈放などは日本の制度に基づいて実施されている。二〇〇九年六月、韓国の憲法裁判所は、刑法第五七条一項の「判決宣告前の拘禁日数は、その全部又は一部を有期懲役、有期禁錮、罰金及び科料に関する留置又は拘留に算入する」という規定のうち、未決拘禁日数の「一部」算入について違憲判決を下した⁽³¹⁾。そのため、未決拘禁日数の算入を一部しか認められなかった国内受刑者をはじめ、日本から移送された受刑者が未決拘禁日数全部の算入を認められるようになった。このように国ごとに少しずつ異なる収容体制等は、移送制度の運用に少なからぬ影響を及ぼしており、そのため、母国への移送を断念し、外国で刑期を終えるという受刑者もいる⁽³²⁾。

CE条約第一〇条二項によると、裁判国と執行国間の刑の性質や期間などに関する法律体制が一致しない場合には、司法または行政上の手続による刑の変更が認められるが、善時制度など、収容体制の違いによる刑の変更は原則として認められていないという⁽³³⁾。しかし、裁判国から科された制裁より厳しくはならないという移送制度の基本原則に鑑みれば、移送前に獲得した善時制度に基づく減刑などは認められるのが妥当であり、なるべく執行国での刑の執行が受刑者に不利にならないようにして多くの受刑者が母国への移送を拒否しないよう促すことで、自国民受刑者が外国の刑事施設で経験する文化的、情緒的な差を減らし、母国で家族などの支援に支えられ、改善更生に一層力を入れることができるようにすることが望ましいと考えられる。

3 矯正駐在官制度の導入

日本の刑事施設に収容されている外国人受刑者は、国際対策室が整った四ヶ所の専門収容施設に三三・三%、一八ヶ所の一般刑事施設に六六・七%が収容されている⁽³⁴⁾。専門の収容施設では受刑者に迅速に対応することが可能な専門職

員を配置し運用しており、これらの施設のうち府中刑務所の場合、外国人受刑者の言語の種類が四八ヶ国語以上あり、八人の専門職員が五つの言語、民間企業から派遣された一〇人の職員が一六ヶ国語に対応するなど、すべての言語に対応するために万全を期しているが、十分とは言えない。また、一般施設でも外国語ができる職員や一般市民のボランティアがその対応に苦慮しているが、果たして適切な対応がなされているか疑問である。外国人受刑者にとっては、移送制度の理解と制度の運用過程で現れる様々な状況を考慮してコミュニケーションをとることが可能な職員の確保が何よりも重要であり、さらに矯正駐在官の派遣は処遇の充実のために不可欠である。矯正駐在官は、専門知識をもとに自国との緊密な連絡関係を維持して裁判国との情報交換や職員との友好関係を維持することで、自国受刑者の権利保護と迅速な移送手続を行うことができるからである。しかし、現実には締約国の大使館などが移送手続に関与しており、自国民保護の観点から移送手続に高い関心を持っているが、各国の刑事司法制度が複雑で理解しにくいため、必要な情報を入力して正確に理解するための情報交換が必要不可欠である。また、受刑者移送時、案件によっては外交上の問題にまで発展する場合もあるので、日頃から緊密な連絡や良好な関係を維持する必要があるにもかかわらず、大使館の職員は専門家ではないため、円滑に行われていない。したがって、私見によれば、受刑者移送を専門に担当し、実行する矯正駐在官が必要であるが、韓国では、海外に派遣された矯正駐在官は一人もいない。そのため、警察駐在官或いは公館長が指定する者が矯正関連業務を担当しており、これらの者では、矯正に対する専門知識が不足しているため現地の矯正当局との良好な関係を維持するのが難しいし、それにより移送手続の遅延が発生しており、自国民受刑者の保護がおろそかになっていると言わざるを得ない。実際、韓国では、関連業務を遂行した駐在官が難しさを吐露し、中国瀋陽総領事館が外交通商部へ矯正職員を駐在官として派遣するよう要請したことがあった。また、フィリピンで任に当たった駐在官も受刑者の管理は矯正職員が担当するのが良いとの意見を表明した。⁽³⁶⁾

日本も韓国と大きく変わらない。海外の公館に勤務する矯正駐在官は一人もいない。ただし、「在外公館警備対

策官⁽³⁷⁾という身分で矯正職員が法務省から外務省に出向し、海外の公館に派遣される場合はある。しかし、これらの主な業務はあくまでも海外の公館を警備することであつて、これらの中にはまれに領事の職務を兼任して矯正業務を担当する者もいるとはいえ、矯正業務を目的に派遣されているわけではない。そのため、ほとんどの場合、矯正業務は非専門家が担当するしかない状況にある。このような状況の下では、受刑者移送制度の活性化は期待し難い。すべての海外の公館に矯正駐在官を派遣することはできないとしても、自国にいる外国人受刑者の多い国、或いは、自国民受刑者が多く収容されているいくつかの国だけでも矯正職員を派遣する必要がある。これは、円滑な受刑者移送手続のためにも、誤った情報提供によつて受刑者が被る不利益を軽減するためにも不可欠である。

二〇〇八年、大阪刑務所で服役中だった韓国人受刑者が、移送申請後二年六ヶ月が過ぎても回答がないため確認した結果、既に韓国法務部が移送の承認をし、日本に通報したが、日本は在日大使館を通じて韓国政府が直接通知するように要求し、在日大使館が再び手続を踏んで同受刑者に移送事実を知らせたのは移送承認後四ヶ月、つまり、移送申請後二年一〇ヶ月が経過してからのことであつた。⁽³⁸⁾また、二〇一〇年二月一日、日弁連人権擁護委員会が、韓国人受刑者に移送条約の内容を告知する義務があるにもかかわらず前橋刑務所が二年ないし二年四ヶ月間、その履行を怠つて受刑者の告知を受ける権利を侵害したとして人権救済の要求を勧告した。⁽³⁹⁾もし矯正駐在官が派遣されていた場合、上記のような問題を解決するためにより迅速に対応することができたはずであり、少なくとも受刑者の権利の保護にそれなりの役割を担うことが可能であつたと思われる。

4 移送審査の透明性の確保及び迅速な意思決定

日本の移送法第七条では、法務大臣によつて受入移送の相当性についての判断がなされた後、東京地方裁判所に対して審査請求が行われることになっている。このように法務大臣の判断と同裁判所による審査を必要としている理由は、移送をした場合、新たに執行国の公権力によつて身体が剝奪されることになるため、行政庁だけの判断で

これを可能にするのは公権力行使の姿として適切でないため、裁判所の審査を経るようにはすべきであると考えられたからである。⁽⁴⁰⁾このように裁判所の判断を仰ぐようにしたのは合理的であり、受刑者の権利保護のためには望ましいと考えられる。しかし、このように裁判所の判断を仰ぐことから生じる問題の一つは、移送手続に相当な時間がかかるようになることで、罪質が軽い短期受刑者が母国への移送を受けられなくなり、処遇の公平性が害されるおそれがあるという点である。一日も早く母国に移送され、社会復帰のための準備を進める必要があるにもかかわらず、手続があまりに遅延することによって受刑者が不安感をおぼえ、安定した生活を送ることができないという副作用が生じている。

韓国は、受刑者移送審査にあたり、裁判所の審査を条件としない。ただし、法務部に国際受刑者移送諮問会議⁽⁴¹⁾を構成し、運用している。これは、意思決定の迅速性と責任行政を担保することができるという肯定的な側面がある一方で、恣意的な判断がなされることによって、公平性と透明性が阻害されることがあるとの指摘もある。このため、これを是正するための措置として、法務部に「国際受刑者移送審査委員会」を再度設置する法律の改正案が国会に提出されている。⁽⁴²⁾同委員会については、受刑者移送制度の趣旨を達成するために学識と経験が豊富な外部委員を任命し、客観性を高めようとする点などが高く評価される。また、公正性を確保し、迅速な移送手続を実施するという目的や、委員会の決定に法務部長官は拘束されるべきだという意見などを総合的に考慮⁽⁴³⁾してみると、同委員会の設置は望ましい方策の一つだと考えられる。もちろん、受刑者移送審査に際して裁判所は判断を行わないため、合理的な審査のための方策の一つとして、同委員会の設置が主張されているのだが、迅速な判断を下すことはできても、法務部長官の所属機関化しないように制度運用に万全を期さなければならぬ。しかし、受刑者移送制度の積極的な実施のためには何よりも迅速な意思決定を介して速やかに移送を実施することが好ましい。現在一ヶ月から二年にわたってなされる移送制度には明らかに改善の余地があり、これらの移送の遅れによって移送可能な受刑者が移送されない理不尽

さを是正すべきである。公正性と透明性を確保するための裁判所の判断や移送審査委員会の審査、そしてこれに加え、迅速な意思決定は受刑者移送制度の円滑な実施とその定着のために非常に重要である。

(二) CE条約及び移送法上の側面

1 受刑者の移送への同意有無の検討

CE条約第三条一項は移送についての受刑者の同意を条件としている。また、韓日の移送法でも受刑者の同意が前提条件とされている。その理由は、移送の目的が受刑者の改善更生と社会復帰にあるため、その趣旨に反して移送することは妥当ではないからだ⁽⁴⁴⁾という。つまり、刑の執行場所が変わることによって処遇環境が大きく変化し、帰国を希望しないのに無理に帰国させ服役させることは改善効果をあまり期待できないだけでなく、人道的にも問題があるのではないかと⁽⁴⁵⁾指摘である。ここで、なぜ受刑者は母国への移送に同意しないのだろうかという問いが浮かんでくる。自分が生まれ育つたため生活しやすく、家族、親戚、友人が住んでおり、確実に外国に比べて安定した生活ができる母国に帰りたくない理由とは一体何だろうか。それは収容環境や処遇環境に相当の開きがあることや、母国での受刑により、周囲の者に犯罪や受刑のことが知られることなど⁽⁴⁶⁾の個人的な理由だという。しかし、その理由が受刑者の改善更生や社会復帰に役立つものであれば納得できるが、私益のために移送に同意しないのならば、その同意の妥当性を認める必要があるのか疑問である。一人でも多くの受刑者を早期に改善させ、社会に復帰させようとする矯正理念に対する国家の立場から考えると、極めて個人的な理由のために移送に同意しない受刑者の意見は受け入れられる必要はなく、強制してでも母国に移送し、その改善を促進することが同制度の根本的な趣旨を生かすためには必要ではないかと思われる。つまり、母国での刑の執行は円滑な社会復帰に役立つものであることは明らかであるにもかかわらず、同意の有無を前提に移送の可否を決定することは一見、受刑者の人権を保障するかのようにもみえるかもしれ

ないが、結局は受刑者の改善更生を阻害することに至らないか深く考えてみる必要がある。受刑者の意思を尊重するだけでは必ずしも受刑者の人権が尊重されて改善更生につながると思えない。専門の矯正職員が当該受刑者の円滑な社会復帰のために最も必要であると判断したのが母国への移送だとすれば、その決定が正しく適切な判断である。

日本の出入国管理及び難民認定法第四条の外国人退去強制事由をみると、その中の一つが、刑罰法令違反者として無期や一年を超える懲役または禁錮に処せられた者と定められている。したがって、一年以上の刑を宣告されたすべての受刑者は刑期を終了すると退去強制になる。そうならば、結局は退去強制になることが明らかなる者に対する同意が果たして必要なのか。もしかすると、同意不要説について受刑者の人権に言及するのであれば、退去強制の場合にも受刑者が希望しない場合には退去を強制してはならないということにもなりそうである。しかし、現実には受刑者の意思とは関係なく、退去を強制している。また、受刑者が母国への移送をいくら希望しても当事国が同意しないと移送は不可能である。日本では受刑者が同意したにもかかわらず送移出移送を拒否した例が七六件あって、このうち五二件が改善更生にならないという理由で相当性がないと判断して韓国人の特別永住者等の移送を拒否したケースであるという⁽⁴⁷⁾。現在、ほとんどの国では同意必要説をとっている。しかし、私見では、同意必要説より受刑者個人の状況を考慮して事案に応じて判断する方が妥当ではないかと考える。一九九七年に欧州評議会で採択された「CE条約に関する追加議定書」第二条三項をみると、受刑者移送と関連して、本人の同意が不要であると規定されている⁽⁴⁸⁾。また、二〇〇八年十一月二七日の「EUにおける執行を目的とする、自由を剥奪する刑または処分を科す刑事判決への相互承認の原則の適用に関する、欧州理事会の枠組決定（未発効）」は、CE条約とは異なり、受刑者と執行国の同意が一定の要件の下で不要であるとし、EU内ではCE条約ではなく、同枠組決定を適用させようとする動きがある。しかし、ほとんどの国はまだ同枠組決定を国内法化していない。もしもこの枠組決定が発効し実施されることになればEU圏内でのCE条約は消滅する⁽⁴⁹⁾ことになるかもしれない。そうするとEUで同枠組決定が発効された国の間では、

受刑者の同意が不要になるだろう。もちろん、韓日をはじめとするEU以外の諸国との受刑者移送は引き続きCE条約に基づいて行われることになるが、この現状を勘案してみると受刑者の同意の必要性はますます薄く感じられる。

したがってCE条約の移送条件の一つである受刑者の同意についての検討が必要である。しかし、CE条約の改正は、容易ではない問題であり、韓日両国が現状で最も簡単にアクセスすることができるとして、まず、今後締結することになる二国間条約において同意を不要とすることを検討すべきである。EUにおいてこのような動きがみられるため、今後受刑者の同意を不要とする（二国間）条約を締結する国が徐々に増えることも考えられる。

2 「一四歳以上」という年齢制限の削除の検討

日本の移送法第五条二号をみると、受入受刑者が一四歳以上でなければならぬという年齢制限が設けられている。しかし、CE条約や韓国の移送法、韓国が締結した二国間条約のいずれにも年齢の制限は見当たらない。それでは、なぜ日本の移送法だけがこの年齢に関する制限規定を置いているのだろうか。その理由は、日本の法制度上一四歳未満の者に刑罰を科することができないため（刑法第四一条）、それとの均衡上、刑事施設に拘留することはあり得ないとし、受入移送の場合にも一四歳未満の者を拘留することはその者の健全育成の観点などから適当であるとは認めることができないからだという。

韓国刑法第九条では、「一四歳にならない者の行為は罰しない」とされ、刑事未成年者を一四歳未満と規定しており、一〇〜一三歳の児童は触法少年として刑事罰を科していない。しかし、法務部によると触法少年は二〇〇五年には六〇六〇人であったが、二〇〇九年には一万一六〇九人と約二倍に増加し、重大犯罪の割合も一三%を超えるとされる。少年犯罪の再犯率も高い数値を示す傾向にあり（三八・三%、二〇一〇年）、少年犯罪が低年齢化、凶悪化してきている。このような傾向は各国に共通しており、少年犯罪が猛威を振るっているため刑事責任年齢を下げたこれらを処罰できるようにして犯罪を予防せよという世論が台頭している。韓国でも少年の成長発達速度を考慮して一九五

三年に制定された現行の刑事未成年者の年齢を一二歳に下げざるべきであるという意見が現れている。⁽⁶¹⁾

各国の刑事責任年齢をみると、一四歳と規定している国としては、ドイツ、日本、韓国、⁽⁶²⁾ オーストラリアなどがあり、これより低い国としては、イギリス、フランスなどがある。もちろん、一五歳以上と規定している国も多くあるが、すべての国が一律に定めるものではなく、少年の精神的・身体的成熟度、教育的・社会的・文化的影響、各国の傾向など、様々な要素を総合的に考慮して決定するので、⁽⁶³⁾ 国ごとに違いを見せている。このように刑事責任年齢は国ごとに異なるにもかかわらず、日本だけが移送法に受入移送対象者の条件として一四歳以上という制限を置いて、将来的に收容されるかもしれない一四歳未満の受入移送を最初から排除する必要があるか。⁽⁶⁴⁾ 今後の少年犯罪の低年齢化、凶悪化の傾向はさらに加速するものと予想され、刑事責任年齢を引き下げよという世論が高まれば、刑法改正の動きも高まると予想される。少年犯罪者を健全な社会人として復帰させるために国としてその改善更生に最善を尽くさなければならぬ。もちろん一四歳未満の受刑者は極めて少数であり、対象者がいないこともありうるが、万が一の場合を考えなければならぬ。一人の自国民受刑者、特に一四歳未満の少年受刑者の人権侵害を防止し、その心身の安定及び社会復帰のための改善更生に注力するためには、その数の多少にかかわらず、自国民の保護の原則的な観点からアプローチすべきである。その数が少ないからといって、今後発生するかもしれない自国民の一四歳未満の少年受刑者の処遇をおろそかにすることはできないのである。移送法の一四歳以上の規定についての検討が日本には必要である。

3 服役する残刑期の検討

CE条約第三項は「受刑者が服役する刑が少なくとも六ヶ月以上であること」を条件として規定している。これは、同条約が受刑者の改善更生と社会復帰を促進するためのものなので、効率性の面で、残刑期が十分であることと当事国が負担する相当の費用と受刑者移送によって達成できる目的が比例するので、残刑期の短い受刑者は移送か

ら除外するという趣旨で制定された規定である。⁽⁵⁵⁾ 例外的な場合として、同条約第三条二項は、締約国は服役する刑期が六ヶ月未満の場合にも移送に同意することができるとして柔軟に対応できるようにしている。これは、六ヶ月未満の短期刑にもかかわらず、改善更生や社会復帰の見通しが順調で、かつ移送国が隣国なので低コストでも移送が可能など場合に、迅速な移送を可能にするためだと考えられるが、これらの事例がないのが実情である。韓国が二国間条約を締結した五ヶ国との条約でも、服役する刑期を一年以上（インドは六ヶ月以上）と規定したうえで、裁判国と執行国両方が残刑期に関係なく移送に同意できるとする例外規定を設けている。

移送手続にかかる時間は、オランダやイギリスは積極的に対処して手続も迅速である一方、日本は、早ければ一ヶ月、通常は二年程度かかるという。⁽⁵⁷⁾ このような現実を鑑みれば、CE条約は残刑期を六ヶ月以上と定めており、また、日本が二国間条約を締結したタイに関しては服役期間が一年以上残っていることが必要である点を考えると、刑期二年六月〜三年以下の受刑者は移送が難しいという問題が発生する可能性が高い。これらの規定は、結局、罪質が軽い短期受刑者または服役する残刑期が少ない中長期受刑者に不利で、処遇の公平性、合理性の面でも好ましくない。受刑者一人にかかる矯正費用が平均一〇〇〇万円以上である⁽⁵⁸⁾ことを考えると、外国人受刑者の母国への移送は受刑者の人権という移送目的の観点から望ましいばかりか、裁判国国民の税金を節約するという経済的なメリットすらも存在するといえる。CE条約と韓日の移送法では、移送時に発生する費用を執行国が負担することになっている。日本の「出入国管理及び難民認定法」第五二条四項⁽⁵⁹⁾では、退去強制の費用負担は原則として国費負担だが、自費出国が可能者については、極力その努力を促している。しかし、経済的に困難な者、特に人道的配慮から早期送還が必要な者等については国費送還の措置をとっており、これらの点については韓国でも同様である。日本においては、平成二三年度の刑罰法令違反者の退去強制者七七一人のうち国費による退去強制者は二三一人であった。⁽⁶⁰⁾ 受刑者移送制度をうまく活用すれば、刑期終了後退去強制される出所者の費用を国費負担する必要がなくなる。また、裁判国が航空運賃

を負担しても送出移送を実施することで矯正費用を節約することができるため、裁判国に有利である。つまり、刑期が短期間の外国人受刑者の刑の執行費用と刑期終了後退去強制によってかかる費用などを比較すれば、受刑者移送は経済的にも有利である。もちろん、費用問題に言及することは移送制度の趣旨に合わないが、再三述べているように、受刑者にとっても母国で受刑生活をする事によって社会復帰の見通しがさらに明るくなるというメリットが存在するのである。しかし、服役する残刑期が六ヶ月または一年未満の受刑者の場合には、移送手続の進行にかなりの時間がかかる現実を考えると、移送手続の進行中に刑期終了される状況が発生することもある。そのため、服役する残刑期が短い受刑者の移送においては、移送条件が整えば自動的に移送審査が進んで最小限の簡単な審査を通じて最短期間に移送手続が完了されて母国に移送が行われるようにする方法も検討すべきである。CE条約や二国間条約に存在する、服役する刑期が六ヶ月未満または一年未満の場合には移送を行うことができないとする規定の見直しや但し書きの積極的な適用を通じ、短期受刑者の移送をも実施できるようにして公平性の問題を解決するとともに、合理的な制度の運用を可能にしなければならない。

五 おわりに

本稿では、国際受刑者移送制度の現状について考察した後、CE条約と韓日両国の国際受刑者移送制度を運用する過程で現れたいくつかの課題について検討を行った。その結果、韓日両国は、同制度を消極的に運用していることが明らかになった。自国の受刑者が外国の刑事施設で服役することによって生じる困難や支障を軽減し、受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰を促進する上で大きく貢献できる同制度がなぜ消極的に運用されているのかという問いに答え、受刑者移送制度の目的を達成するためには次のような内容の検討が必要であることが分かった。まず、制度運用

上の観点から検討した結果、各国は受刑者の移送の諾否に関する裁量権行使の幅を最小化する必要がある、異なる受容体制を受刑者の処遇に有利な方向に補完して、矯正駐在官のポストを新設し移送手続上の問題を解決する必要がある。また、透明かつ公正な移送審査及び、迅速な意思決定を介して移送の遅延を防止し、多様な国籍の外国人受刑者に対応するための二国間条約の必要性が提起されている。特に日本は、外国人受刑者の多数を占めている中国、イラン、ブラジルなどの国との条約締結にむけた具体的な動きが必要である。次に、法的な側面からの検討の結果、C E条約や移送法での移送条件の柔軟な適用を介して、できるだけ多くの外国人受刑者に対して母国への移送を実施して、それによって同制度の活性化を図ることに努力を傾けなければならない。しかし、何よりも重要なことは、受刑者移送制度を実施しようとする各国の姿勢である。いくら良い制度があつたとしても、その制度を有効適切に活用する積極的な姿勢が足りなければ、同制度の効果を最大化することができず、その制度は名ばかりの制度として存在するにすぎない。

今回、紙幅の関係もあり、具体的に検討しなかつた共助刑の執行に関する理解について、及び実務上発生する現状等について受刑者移送業務を担当する矯正職員とのインタビュなどを通じて更に検討することが今後の課題である。

- (1) 二〇世紀以降、交通や通信、インターネットの発達に応じて、各々が滞在している時間、国は違うが、同じ影響圏の中で生きていくようになったため、韓国では、人々は地球という「村」に住んでいる「家族」である、という表現がよく用いられる。ネイバー知識百科 (<http://terms.naver.com/entry.nhn?cid=3436&docId=922349&mobile&categoryId=3436>) 参照。
- (2) 二〇〇九年、中国で脱北者を助けている途中逮捕され、七年間服役した韓国人が中国の刑務所に収容中、暴行、電気拷問などの後遺症で脳内出血と下半身麻痺の状態となり(二〇〇九年九月一八日「MBCニュース」)、また、同罪名で服役したもう一人は継続的な暴行による苦痛で自殺を試み、暴行されることが死ぬことよりも怖かったと述べている。米国の刑務所で服役した出所者の証言によると、人種差別と暴力が最も苦痛だったという(法律放送二〇〇九年二月三十一日「ある帰

- 郷)。二〇一〇年四月麻薬密輸の罪により中国の刑務所へ収容された日本人四名に死刑が執行され、二〇一一年にはマレーシア、中国において多量の違法薬物を所持した罪により日本人に死刑判決が出ている。外務省『外交青書』(二〇一二年)二六一頁。
- (3) 民主主義と人権を守ることを目的に活動する欧州の国際機構として、一九四九年五月五日に設立され、二〇一一年現在の加盟国は四七ヶ国である。
- (4) 日本弁護士連合会「受刑者移送条約に関する人権救済申立事件の調査報告書」(二〇一〇年)一〇頁。
- (5) 장동진「国際受刑者移送制度に関する考察」延世大学校法務大学院修士論文(二〇〇八年)五頁。
- (6) 一九八三年のフランスの場合、三万四五百七十九人の受刑者のうち、外国人受刑者が二六・三%を占めており、一九八四年のベルギーの場合は、外国人受刑者が一〇・四%を占めた。韓国外交通商部条約局「受刑者移送制度の概況」(二〇〇五年)。
- (7) 裁判国とは、移送され得る者または移送された者に刑を命じた国をいう。執行国とは、刑を言い渡された者がその刑に服役するために移送され得る国または移送された国をいう。
- (8) 韓国国際受刑者移送法第二条二号、日本国際受刑者移送法第二条五号。
- (9) 法務省ホームページ (http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei1_kyousei29.html) 参照。
- (10) 韓国国際受刑者移送法第二条三号、日本国際受刑者移送法第二条六号。
- (11) 日本と同様韓国においても、科料は財産刑の一種であり、犯罪者に一定金額の支払義務を強制的に負担させるという点で罰金刑と同じである。ただし、軽犯罪に賦課され、金額が少ないという点で罰金と区別される。科料は二〇〇〇ウォン以上五万ウォン未満で、納入しない者は三〇日未満の期間労働場に留置する。科料は財産刑の一種であるが、過怠料は行政上の制裁に過ぎない。이병래『法律用語辞書』二〇一〇年。
- (12) 法務省ホームページ (http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei1_kyousei29.html) 参照。
- (13) 日本との平和条約に基づいて日本の国籍を離脱した者について、出入国管理に関する特例法に特別永住者と定め、日本の条約上の国民として定義している。いわゆる在日韓国・朝鮮人などが、特別永住者であり、入国管理法上は外国人だが、日本に永住することが可能である。菅野哲也「国際受刑者移送について」『罪と罰』第四九卷三号(二〇一二年)三七頁。
- (14) 日本にいる外国人のうち、永住者、特別永住者、アメリカ・国際連合の軍隊の構成員及びそれらの家族、在留資格不明者以外の者をいう。法務省矯正局『矯正統計年報』(二〇一〇年)。

- (15) 法務部矯正本部「矯正統計年報」(二〇一二年)一〇七～一〇八頁。
- (16) 菅野哲也・前掲注(13)七頁。
- (17) 法務部矯正本部・前掲注(15)一一〇～一一一頁。
- (18) 法務省矯正統計表 (<http://www.e-star.go.jp/SG1/estar/List.do?hid=000001096464>) 参照。
- (19) 二〇一三年五月一日現在、施設見学時の説明会資料参照。データ収集の限界上、東京矯正管区内のうち、国際対策室が設置されている府中及び横浜刑務所の状況を踏まえた。
- (20) コカイン輸入の謀議などで三〇年の拘禁刑の判決を受け、米国で服役していた七〇代の男性が、日本へ移送された。海外の日本人受刑者の受入は初めてで、この受刑者は禁錮二〇年に相当する刑を受ける。共同通信ニュース(二〇〇六年四月二八日)。
- (21) 麻薬法違反で懲役三年の刑を言い渡され、服役していた四一歳の男性が韓国から受入移送された(韓国法務部の関係者に対する電話インタビュー、二〇一三年六月一〇日)。
- (22) 愛知正博・足立友子「受刑者移送条約の問題点」『刑法雑誌』第五一卷三号(二〇一二年)四八四頁。
- (23) 法務部ホームページ「国会要求提出資料」二〇一二年 (http://www.moj.go.kr/HP/COM/bbs_03/BoardList.do?srfOrgGbnCd=100000&srfRmURL=MOJ_10306010&srfFilePath=moj/&srfNbodCd=not0010) 参照。
- (24) 金学成「在外韓国人の受刑者の保護方策」国会立法調査処政策懇談会(二〇一〇年)五頁。
- (25) 金学成「国際受刑者移送制度の問題点及び解決方策」『矯正研究』第四四号(二〇〇九年)一七五～一七六、一八三～一八四頁。
- (26) 장미원・前掲注(5)一〇四頁。米国の場合、受刑者移送審査基準に関する「法務省ガイドライン」を内部指針に運用している。
- (27) 金学成・前掲注(24)六頁。
- (28) 法務部政策ニュース(二〇〇六年一〇月一六日)。一九八四年制定のタイの移送法では、執行国で刑を執行する場合、自国で宣告された刑罰の効果が減少されてしまうおそれがあることと、被害者を含む国民の法感情を考慮し、受刑者が刑期の三分の一ないし四年間の刑の執行が行われた後でなければ、送出移送の対象者になることができないようにしている。しかしながら、一定の刑期を服役させることによって、被害者の感情の問題が解決されるわけではないため、受刑者移送制度の

大局的な視点に立つて考えなければならない。

- (29) ソウル高等裁判所二〇一三年四月二四日判決、事件二〇一二キ三五六三六号（第一審判決、ソウル行政裁判所二〇一二キ三三二二一号）。ただし、同事案について憲法裁判所が違憲判決を下したことにより、現在は未決拘禁日数のすべてが刑期に含まれている（後掲注（31）も参照）。
- (30) 世界日報社会面（二〇一〇年二月一日）。
- (31) 未決拘禁を許容すること自体が憲法上の不拘束捜査の原則の例外であるが、刑法第五七条一項の「一部」は例外的な特例を設定することで、身体の自由の侵害を加重しており、被告人の裁判請求権や上訴権の適正な行使を阻害する。さらに、被告が訴訟の遅延等の不当な行為をしたとしてもこれを理由に拘禁日数の一部を刑期に算入しないのは、本来であれば処罰されない訴訟上の態度について刑罰的要素を導入して制裁を加えることであり、無罪推定の原則に反する（憲法裁判所二〇〇九年六月二五日判決、二〇〇七キハ二五号、判例集二一卷一集七八四〜八一九）。
- (32) 中国で一二年の刑を服役中に受けた減刑が韓国では認められないということ、韓国への移送を断念したという。また、韓国より仮釈放率が高い日本で収容生活をする方が有利だとして移送申請を放棄したというケースもある。週刊東亜（二〇〇八年六月五日）。
- (33) 金学成・前掲注（24）五頁。
- (34) 二〇一一年末の来日外国人受刑者は、府中刑務所に一五・〇％、横浜刑務所に六・八％、大阪刑務所に一一・〇％、福島刑務所に〇・五％収容されている。法務省矯正局「矯正統計年報Ⅰ」（二〇一二年）。
- (35) 内田雅人「国際受刑者移送制度の現状と課題」『刑政』第一二〇巻一号（二〇〇九年）三三二頁。
- (36) 金学成・前掲注（24）六頁。
- (37) 在外公館に勤務し、公館の警備に関する事務に従事する外交官の官職、及びその外交官が公に用いる官名のこと。在外公館警備対策官に任用されるのは主に自衛官、警察官、海上保安官、入国警備官、公安調査官で、本来の所属官公庁から外務省へ出向して任命される。警備対策官は、通常、職階に応じて「在外公館警備対策官」という外務職員が公に用いる名称の他に、「二等書記官」「三等理事官」「副領事」等の公の名称を併せて用いる。
- (38) 週刊東亜（二〇〇八年六月五日）。
- (39) 日本弁護士連合会・前掲注（4）一一頁。

- (40) 大橋哲「国際受刑者移送法について」『犯罪と非行』(二〇〇三年八月) 五四頁。
- (41) 法務部次官を委員長とし、法務部検察局長、犯罪予防政策局長、矯正本部長、最高検察庁公判訟務部長、外交通商部在外同胞領事局長などで構成されている。
- (42) 二〇〇三年国際受刑者移送法制定時、国際受刑者移送審査委員会を設置したが、二〇〇八年五月、行政安全部が、運用実績が悪化した委員会や、長期間構成されていない委員会を統廃合するなどの法律の改正を推進し、二〇〇九年三月、同委員会が廃止された。
- (43) 国会法制司法委員会「国際受刑者移送法の一部改正法律案検討報告」(二〇一三年)。
- (44) 林谷浩二「受刑者の国際移送の現状と課題」『刑事法ジャーナル』第二七号(二〇一一年) 二三頁。
- (45) 加藤佐千夫「国際受刑者移送法について」『中京法学』第四六卷一・二号(二〇一二年) 一二頁。
- (46) 太田達也「国際犯罪の増加における矯正の果たす役割——来日外国人受刑者の処遇を中心として——」『法律のひろば』(二〇一二年) 五四頁。
- (47) 愛知正博・足立友子・前掲注(22) 四八四頁。
- (48) 現在の締約国は三五ヶ国で、欧州評議会の非加盟国は一ヶ国もこの議定書に加入していない。フィリップ・オステン「ヨーロッパにおける受刑者移送制度の動向——ドイツの状況を手がかりに——」『法学研究』第八四卷九号(二〇一一年) 一三八頁。
- (49) EU加盟国である裁判国が別の加盟国に対して刑の執行を要請するにあたっては、執行国が①移送対象者の母国である場合、②移送対象者が出所後退去強制されることになる国である場合、③移送対象者の逃亡先である場合に、執行国は移送対象者の同意の有無に関係なく、要請を受け入れて刑を執行しなければならぬとされている。フィリップ・オステン・前掲注(48) 一五九、一六〇～一六一頁。
- (50) 大橋哲・前掲注(40) 五〇頁。林谷浩二・前掲注(44) 二三頁。
- (51) 韓国弁護士協会も刑事未成年者の年齢を一二歳から一二歳へ調整する必要があるという意見を法務部に提案した。MKニュース総合面(二〇一二年三月九日)。
- (52) 少年法は刑事未成年の場合にも刑法に抵触する行為をした一〇歳以上一四歳未満の少年を触法少年に定め、保護処分ができるようにしている。保護処分は、刑罰ではないので、刑事責任能力がなく、保護の必要性、すなわち繰り返し非行を行う

- 可能性と矯正の必要性が要求される。이해민『問題と論点』第三七二号(二〇一二年)二頁。
- (53) 이해민・前掲注(52)三頁。
- (54) 外国の刑務所に服役している日本人少年を一四歳未満だという理由で、移送の対象外とすることが移送制度の趣旨、さらにはその少年の健全育成という観点に照らして妥当であるかという疑問が呈される。佐伯仁志・川出敏裕「受刑者移送制度について(上)」『ジュリスト』第一二三四号(二〇〇二年)八六頁。
- (55) 신용배「国際受刑者移送制度の導入と運用の実際」(二〇〇五年)六頁。
- (56) タイの場合には、裁判国の同意があればそれで足りる。韓国とタイの間の受刑者移送及び刑の執行での協力に関する条約第四条二項。
- (57) 愛知正博・足立友子・前掲注(22)四八二頁。
- (58) 各庁の予算と取扱人員からラフに割り出した費用を積み上げると、平均的な刑事施設で被收容者を一人処遇するのに一〇〇万円以上要しているという。英国などでは二〇〇〇万円を超えるとの報告もなされている。滝本幸一「刑事收容施設及び被收容者等の処遇に関する法律実施上の問題」『矯正講座』第二九号(二〇〇九年)一三三八頁。
- (59) 「退去強制令書の発付を受けた者が、自らの負担により、自ら本邦を退去しようとするときは、入国者收容所長又は主任審査官は、その者の申請に基づき、これを許可することができる」とされている。これらの退去強制の種類には、自費出国による送還、運送業者が費用を負担する入管法第五九条の送還、国費送還の三種類がある。
- (60) 法務省 平成二四年版「出入国管理」(白書) 四五頁。

徐 運在 (ソ ウンジェ)

所属・現職 慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程

韓国法務部矯正本部

最終学歴

全北大学校行政大学院政策学科前期博士課程

専攻領域

公法 (刑事政策)

主要著作

「刑事施設内の矯正医療の現状と展望——韓日矯正医療を中心に——」『法
学政治学論究』第九三号 (二〇一二年)

「民営刑務所の現状と課題——韓国のソマン (所望) 刑務所を中心
に——」『法学政治学論究』第九五号 (二〇一二年)

「刑事施設における性犯罪者処遇の現状と課題——韓日の再犯防止教育を
中心に——」『法学政治学論究』第九七号 (二〇一三年)